

委 託 契 約 書

業務の委託について、委託者下関市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（1）業務の名称 令和7年度敬老祝い贈呈業務

（2）業務の内容 別紙1 令和7年度敬老祝い贈呈業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（しものせきエコマネジメントプランに関する特記事項）

第2条 業務のうち、しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別紙2 特記仕様書（環境編簡易）のとおりとする。

（個人情報の保護）

第3条 乙は、この契約に定める義務の履行に伴う個人情報の取扱いについては、仕様書及び別紙3 個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

（委託期間）

第4条 業務の委託期間は、令和7年 月 日から令和8年3月31日までとする。

（委託料）

第5条 業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、金 円（うち消費税及び地方消費税相当額金 円）とする。

（業務の履行）

第6条 乙は、仕様書に基づき、業務を誠実に履行しなければならない。

（成果報告書の提出）

第7条 乙は、業務を完了したときは、速やかに業務の成果に関する報告書（以下「成果報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

（検査）

第8条 甲は、成果報告書を受領したときは、速やかに業務の成果について検査を行うものとする。

2 乙は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては、前条及び前項の定めを準用する。

3 第1項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査（以下「検査」という。）及び前項の補正に要する費用は、全て乙の負担とする。

（委託料の支払）

第9条 乙は、業務の成果が検査に合格したときは、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。ただし、次条の規定により前金払を行ったときは、委託料から当該前金払により既に支払われた額を控除した額の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の定めにより乙の提出する適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に当該請求のあった額を乙に支払うものとする。

（委託料の支出の特例）

第10条 前条第1項本文の規定にかかわらず、乙は、業務のうち印刷に要する費用又は委託料の額の10分の1のいずれか低い額の範囲内において、委託料の前金払の申出をすることができる。

2 前項の申出は、前金払を必要とする理由を記した書面を甲に提出して行わなければならない。

3 甲が第1項の申出を適当と認めたときは、乙は、当該申し出た額の支払請求書を甲に提出するものとする。

4 甲は、前項の定めにより乙の提出する適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に当該委託料を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第11条

（権利の譲渡等の制限）

第12条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

（再委託の制限）

第13条 乙は、業務の一部又は全部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ以下の内容を甲へ書面で届け出て、承認を受けた場合は、この限りで

ない。

- (1) 再委託業者名及び所在地
- (2) 再委託の必要性
- (3) 選定した理由
- (4) 再委託する業務を履行する能力
- (5) 貸与する個人情報の内容

- 2 前項ただし書の規定に基づき乙が再委託する場合の再委託先の選任及び監督並びに再委託先の行った作業については、当該再委託先が甲の指定であるものを除き、乙が一切の責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第14条 乙及び乙の業務員は、業務上知り得た秘密をいかなる理由があっても第三者に漏らしてはならない。

- 2 前条第1項ただし書の規定により、乙が再委託を行った場合、当該再委託先についても、前項の規定を適用する。

- 3 前2項の規定は、この契約終了後又は解除後も存続するものとする。

(下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項)

第15条 業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については、別紙4 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとする。

(実地調査等)

第16条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について随時実地に調査し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、若しくは必要な指示をすることができる。

(損害の負担)

第17条 業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

- 2 乙は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第18条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(契約の解除)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に定める義務を履行せず、業務の遂行に著しく支障をきたし、又はきたすおそれがあると認められるとき。
- (2) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (3) その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

2 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその損害の補償を請求することができないものとする。

(契約の費用)

第20条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(履行の決定)

第21条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(疑義の解決)

第22条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

以上の契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

委託者 下関市
下関市長 前 田 晋太郎

受託者
住所
氏名

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

特記仕様書（環境編簡易）

甲は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、甲の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取組には乙の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、乙は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

乙は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

乙は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

乙は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

乙は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。

- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 甲と乙は、下関市暴力団排除条例第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 乙は、自ら又はこの契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、この契約の適正な履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、この契約の履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。